

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」  
最終とりまとめ（案）パブリックコメント後の修正箇所

(1) パブリックコメントの意見、事実関係等に関する修正

- P5 社団法人日本民間放送連盟の意見表明の日付を修正
- P6 携帯電話問題ワーキンググループの記述を追加
- P8・9 青少年インターネット環境整備法政令公布を受けた修正
- P18 児童ポルノに係る法益侵害に関する記述を追加
- P28 契約約款モデル条項の改訂を受けた修正
- P40 通信品位法に関する解説を追加
- P66 公序良俗に反する情報（秋葉原事件）の記載の修正
- P67 青少年に有害な情報に関する記述の修正
- P75 「優良な」→「善意の」へと修正
- P75 自主的取組の対応の記述を修正
- P75 特定電気通信役務提供者と特定サーバー管理者の定義の修正
- P85 「チーム・マイナス 6%」のチームメンバー数の修正
- P96 図表 各国（米国）の「児童ポルノ」の定義を修正
- P96 我が国における「児童ポルノ」の定義の記述を追加
- P99 DNSポイズニングの記述を修正
- P100・101 ハイブリッドフィルタリングの記述を修正
- P126 教育再生懇談会の記述を追加
- P127 ペアレンタルコントロールに関する記述の追加
- P128 携帯電話事業者の取組に関する記述を修正

(2) その他の修正（平仄揃え等）

- 「青少年インターネット利用環境整備法」→「青少年インターネット環境整備法」
- 「特定サーバ管理者」→「特定サーバー管理者」等